

第四次地域管理経営計画書 第一次変更計画書

(日高森林計画区)

計画期間

自	平成22年4月	1日
至	平成27年3月	31日

經常計画策定年月日：平成22年3月30日

第一次変更計画策定年月日：平成23年3月30日

北海道森林管理局

日高森林計画区の第四次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- 1 日高山脈森林生態系保護地域（旧称：日高山脈中央部森林生態系保護地域）及び大雪・日高緑の回廊の拡充等のための設定案等に基づき、機能類型区分及び伐採総量及び更新総量等を変更する。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (1) 国有林野の管理経営の基本方針
 - ウ 持続可能な森林経営の実施方向 ----- (5) 1
 - エ 政策課題への対応 ----- (9) 1
 - (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項
 - イ 機能類型ごとの管理経営の方向 ----- (10) 2
 - 水土保全林における管理経営に関する事項 ----- (11) 2
 - 森林と人との共生林における管理経営に関する事項 ----- (12) 3
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - ア 伐採総量 ----- (15) 3
 - イ 更新総量 ----- (16) 4
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
 - (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 ----- (18) 4

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」

機能類型ごとの管理経営の指針

- 2 森林と人との共生林
 - (1) 森林維持タイプ
 - オ 保護林の取扱い
 - (ア) 森林生態系保護地域 ----- (7) 1
 - カ 緑の回廊の取扱い ----- (8) 2

注：1 () 書は、変更前の地域管理経営計画書の頁である。

2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部等が変更・追加等の箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ウ 持続可能な森林経営の実施方向

生物多様性の保全

【現行計画】

- (1) 森林生態系保護地域等の保護林及び緑の回廊については、生物多様性の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本森林計画区に所在する日高山脈中央部森林生態系保護地域及び大雪・日高緑の回廊等の再編・拡充を検討する。

【変更計画】

- (1) 森林生態系保護地域等の保護林及び緑の回廊については、生物多様性の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本森林計画区に所在する日高山脈森林生態系保護地域及び大雪・日高緑の回廊の拡充等を行い、モニタリングを実施するなどにより、的確な維持・保存に努める。

なお、 の「社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進」にも同一の記述があるが、上記の変更内容と同じである。

エ 政策課題への対応

森林との共生

【貴重な森林の保全・整備】

【現行計画】

生物多様性の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本森林計画区に所在する日高山脈中央部森林生態系保護地域及び大雪・日高緑の回廊等の再編・拡充を検討する。

【変更計画】

生物多様性の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本森林計画区に所在する日高山脈森林生態系保護地域及び大雪・日高緑の回廊の拡充等を行い、モニタリングを実施するなどにより、的確な維持・保存に努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

イ 機能類型ごとの管理経営の方向

【現行計画】

(単位：ha)

国有林野面積	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	その他
233,816 (100)	164,781 (70)	68,704 (30)	330 (-)	1 (-)

注：1 () 書きは構成比(%)

2 「その他」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

【変更計画】

(単位：ha)

国有林野面積	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	その他
233,816 (100)	<u>148,289</u> (63)	<u>85,195</u> (36)	330 (-)	1 (-)

注：1 () 書きは構成比(%)

2 「その他」は、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されない森林原野。

水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林の面積

【現行計画】

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	67,205	97,576	164,781

【変更計画】

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	<u>54,045</u>	<u>94,244</u>	<u>148,289</u>

森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林の面積

【現行計画】

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレク森	
面 積	64,931	35,081	3,773	2,322	68,704

【変更計画】

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレク森	
面 積	<u>82,535</u>	<u>74,321</u>	<u>2,661</u>	<u>2,159</u>	<u>85,195</u>

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 伐採総量

【現行計画】

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
材 積	9,779	305,139 (10,856)	15,000	329,918

注：()は、間伐面積である。

【変更計画】

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
材 積	<u>8,804</u>	305,139 (10,856)	15,000	<u>328,943</u>

注：()は、間伐面積である。

イ 更新総量

【現行計画】

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	8 9	2 0 8	2 9 8

【変更計画】

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	8 9	<u>1 6 4</u>	<u>2 5 3</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

【現行計画】

(略)

なお、生物多様性の一層の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本計画区に所在する日高山脈中央部森林生態系保護地域と大雪・日高緑の回廊等の再編・拡充を検討する。

保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	1	3 4 , 9 5 2 . 8 5
森林生物遺伝資源保存林	-	-
林木遺伝資源保存林	8	7 5 . 2 2
植物群落保護林	2	5 3 . 1 7
特定動物生息地保護林	-	-
特定地理等保護林	-	-
郷土の森	-	-
総 数	1 1	3 5 , 0 8 1 . 2 4

緑の回廊

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
大雪・日高緑の回廊	2 7	3 , 9 8 8 . 3 0

【変更計画】

(略)

なお、生物多様性の一層の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、本計画区に所在する日高山脈森林生態系保護地域と大雪・日高緑の回廊の拡充等を行い、モニタリングを実施するなどにより、的確な維持・保存に努める。

保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	1	74,192.69
森林生物遺伝資源保存林	-	-
林木遺伝資源保存林	8	75.22
植物群落保護林	2	53.17
特定動物生息地保護林	-	-
特定地理等保護林	-	-
郷土の森	-	-
総 数	11	74,321.08

緑の回廊

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
大雪・日高緑の回廊	-	-

別冊（日高森林計画区）

各機能類型に応じた管理経営の指針

北海道森林管理局

機能類型ごとの管理経営の指針

2 森林と人との共生林

(1) 自然維持タイプ

オ 保護林の取扱い

(ア) 森林生態系保護地域

【現行計画】

保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。

保全利用地区の森林については、原則として保存地区と同質の天然林として、木材生産を目的とする森林施業は行わない。

保全利用地区においては、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場として活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができる。

【変更計画】

保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。

保全利用地区の森林については、保存地区の森林に外部からの影響を直接及ぼさない緩衝の役割を果たすものであり、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。

ただし、人工林においては天然林への移行を図るための複層林施業等ができるものとする。

また、枯損木及び被害木の伐倒、搬出については、入林者の安全の確保等のため真に必要なものに限り、その他は原則として自然の推移に委ねるものとする。

また、森林の教育的利用、森林レクリエーションの場として必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができるものとする。

森林生態系保護地域の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、モニタリング調査を実施するとともに、モニタリング調査の結果については、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生態系保護地域の保全・管理に適切に反映させる。

から にかかわらず、次に掲げる行為については必要に応じて行うことができる。

ア 生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

山火事の消火等

大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 既存の林道、歩道（登山道）等の維持修繕

オ エゾシカ対策

カ 植生保護・回復及び外来種対策

キ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

エゾシカ対策については、森林生態系保護地域の植生に与える影響が著しい場合又は地域経済への影響が著しく地元自治体等から対応を求められ、かつ森林生態系保護地域で捕獲等を行う必要がある場合に限り、希少猛禽類等の生息に捕獲活動が与える影響について学識経験者から意見を聴いた上で、法令に基づく許可による捕獲等の受け入れ又は狩猟期間内における狩猟可能区域の設定等について関係機関との調整を図る。

保存地区においては、自然の改変をもたらさない範囲で登山等森林レクリエーション活動等を行うことができる。

これに加え、保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活動が行えるものとする。

カ 緑の回廊の取扱い

【現行計画】

- (ア) 野生生物の移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次により維持・整備するものとする。
- 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその維持を図る。
- 以外で森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊全体として、針葉樹や広葉樹に極端に偏らない樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林施業を実施する。
- (イ) 管理に当たっては、貴重な野生生物の保護のための巡視を行うとともに、普及啓発を実施するほか、森林環境教育の場としての活用等を図る。
- (ウ) 施設の整備については、野生生物の生息・生育環境に配慮しつつ、その保護のための観察施設や国土保全上必要な治山施設を整備する。
- (エ) 緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するため、モニタリングに努める。

【変更計画】

緑の回廊については、特定の機能類型に区分されるものではないが、野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう、森林の種類に応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施することとし、実施に当たっては、貴重な野生生物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。

(ア) 伐採に関する事項

次の各項に基づき、間伐等を行い、多様な樹種や複数の階層からなる天然林へ誘導を図る。また、主伐の実施に当たっては保護樹帯を十分に設けるなどして、貴重な野生生物等の生息・生育及び移動のための環境の確保に努める。

人工林

伐採を行う場合は、原則として、択伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。

伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。

伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。

森林性野生動物の保護を図るため、営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。

希少猛禽類が小動物を捕獲するのに適した採餌環境を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行う。

天然林

(原生的な天然林等)

原生的な森林生態系を維持するため、保護林に準じて原則として人手を加えず、自然のままの状態を保存する。

(人手が加わっている天然林)

上記 から に基づき、樹種の多様化や階層の複層化を図るため、森林の構成に配慮した択伐等を行う。

(イ)更新・保育に関する事項

更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じてほ乳類、鳥類が好む果実をつける広葉樹の植栽を行う。

人工林の下刈りや除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。また、野生動物の餌となるヤマブドウ等については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努める。

(ウ)巡視

巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努める。

(エ)林地開発の規制

緑の回廊については、原則として林地の開発を行わない。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策などを総合的に検討して対応する。

(オ)動物の保護

緑の回廊の植生に与える影響が著しい場合又は地域経済への影響が著しく地元市町村等から対応を求められ、かつ緑の回廊で捕獲等を行う必要がある場合に限り、希少猛禽類等の生息に捕獲活動が与える影響について学識経験者から意見を聴いた上で、法令に基づく許可による捕獲等の受け入れ又は狩猟期間内における狩猟可能区域の設定等について関係機関との調整を図る。

(カ)自然教育・体験の場としての活用

緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら看板の設置等を行う。また、地域の要望等を踏まえ、必要に応じてインストラクターの活用を図り、自然教育・体験の場として活用する。

(キ)施設の整備

林道等の路網、治山施設、観察施設等の設置に当たっても、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮する。

(ク) モニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施する。

実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得る。

結果の活用

モニタリングの結果得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行うとともに、北海道の関係部局、大学、研究機関への情報提供にも努める。